

公 告

令和 7 年 5 月 3 0 日

広島高速 4 号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）について、環境影響評価法第 7 条の規定より、環境影響評価方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を、次のとおり縦覧に供します。

なお、この環境影響評価方法書及び要約書については、広島市に環境の保全の見地からの意見書を提出することができます。

広島市長 松井 一實

1 事業者の氏名及び住所

氏名 広島市

住所 広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名称 広島高速 4 号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）

種類 指定都市高速道路の新設

規模 延長 約 1.0 km

3 対象事業が実施されるべき区域

起点 広島県広島市安佐南区大塚東町付近

終点 広島県広島市安佐南区大塚西一丁目付近

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

広島県広島市安佐南区の一部

5 縦覧期間

令和 7 年 5 月 3 0 日（金）から令和 7 年 6 月 3 0 日（月）まで

6 縦覧場所及び時間

縦覧場所	縦覧時間
広島市役所都市整備局都市計画課 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号	8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝除く）
広島市役所環境局環境保全課 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号	8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝除く）
安佐南区役所市民部区政調整課 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号	8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝除く）
安佐南区役所市民部沼田出張所 広島市安佐南区伴東七丁目 6 4 番 8 号	8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝除く）
合人社ウェンディひと・まちプラザ 広島市中区袋町 6 番 3 6 号	9 時 30 分～22 時 00 分（第 3 月除く）
大塚公民館 広島市安佐南区大塚西六丁目 3 番 2 号	8 時 30 分～22 時 00 分（火祝除く）

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 令和7年7月14日（月）まで（持参又は郵送）

提出先 広島市役所都市整備局都市計画課
広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

8 意見書の提出に必要な事項

意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
〔名称〕広島高速4号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）環境影響評価方法書
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見
なお、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。